

芦別市の人事と給与

市の職員には、給料と扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当・勤勉手当などの諸手当を合わせた給与が支給されています。給与は、国家公務員や他の地方公共団体職員、民間企業職員の給与のほか、生計費やその他の事情を考慮して芦別市職員給与条例に定められています。今月は、「地方公務員法第58条の2」及び「芦別市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき芦別市職員の職員数、給料などについて公表します。また、芦別市のホームページにおいて、更に詳細な状況などを掲載していますのでご覧ください。

■職員数の状況 職員の定数は条例で定められています

区分	部門別職員数					全職員数	前年度比	
	一般行政	教育	病院	水道	その他		全職員	一般行政
平成29年	161人	41人	110人	10人	27人	349人	▲11人	▲1人
平成30年	164人	39人	106人	10人	26人	345人	▲4人	3人
平成31年	160人	37人	101人	10人	25人	333人	▲12人	▲4人

※各年4月1日の職員数で、特別職(市長、副市長、教育長)は除いています
 ※消防職員については、滝川地区広域消防事務組合へ派遣(平成26年度以降)・身分移管(平成30年度以降)のため除いています

■職員の採用と退職状況 平成30年度の採用者と退職者は次のとおりです

区分	採用者				退職者						免職等
	大学卒	短大卒	高校卒	再任用	定年	勤奨・早期	自己都合	病気死亡	その他	再任用	
一般事務	—	1人	2人	2人	3人	2人	3人	—	—	1人	—
保健師	1人	—	—	—	—	—	1人	—	—	—	—
保育士	—	—	—	2人	1人	—	—	—	—	—	—
技能・労務職員	—	—	—	—	2人	1人	—	—	—	—	—
合計	1人	1人	2人	4人	6人	3人	4人	0人	0人	1人	0人

※市立芦別病院に勤務する医師・看護師等は除いています

■一般職員の勤務時間(平成31年4月1日)

1日の勤務時間	始業時間	終業時間	休憩時間
7時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00

※上記始業時間及び終業時間は、一般的な職員に適用するもので、交替制職場については異なります

■育児休業及び介護休暇の取得状況(平成30年度)

区分	育児休業			介護休暇
	男性	女性	合計	
新規取得者	0人	6人	6人	0人
継続取得者	0人	10人	10人	0人

※育児休業には部分休業取得者も含まれます

■年次有給休暇取得状況(平成30年)

区分	平均取得日数	消化率
一般職員	10.4日	26.3%

※病院職員及び中途採用、退職、育児休業、休職者を除きます

■職員研修の状況

平成30年度に行った研修内容と参加者の状況は次のとおりです

研修の種類	参加人数	研修の種類	参加人数
新規採用職員研修	5人	指導者養成研修	4人
専門実務研修	34人	管理監督者研修	0人
資格取得研修	6人	行政視察研修	0人
集合研修	364人	職員派遣研修	18人
合計			431人

※市立芦別病院に勤務する医師・看護師等を除いています

■職員の給与の状況について

職員の給料月額を職務の内容と責任の程度に応じた給料表で定められています

区分	初任給	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
芦別市	大学卒 180,700円	46.2歳	326,999円	345,096円
	高校卒 148,600円			
国	大学卒 180,700円	43.4歳	329,433円	411,123円
	高校卒 148,600円			

※平成31年4月1日現在(一般行政職)

※給与とは給料月額に扶養手当、住居手当等を加えた額

■期末手当・勤勉手当の支給率

期末手当・勤勉手当は、民間企業の賞与にあたるもので、6月と12月に分けて支給されます。年間支給率は4.45%で、国と同率です。

■退職手当支給率

退職手当は、退職した理由と勤続年数に応じた支給率に退職時の給料月額を乗じた額が支給されます

勤続年数	自己都合	定年等
20年	19.6695%	24.586875%
25年	28.0395%	33.270750%
35年	39.7575%	47.709000%
45年	47.7090%	47.709000%

■特別職等の給料と市議会議員の報酬等

市長など特別職等の給料、市議会議員の報酬月額などは、条例で定められています

区分	報酬・給料月額	期末手当	退職手当支給率
市長	554,400円(792,000円)	・6月期 2,200円	1期(4年) 20,504円
副市長	549,100円(646,000円)		1期(4年) 12,936円
教育長	525,600円(584,000円)		1期(3年) 8,514円
議長	346,500円(385,000円)	・12月期 2,200円	
副議長	302,400円(336,000円)		合計 4,400円
議員	283,500円(315,000円)		

※令和元年5月1日現在

(給料・報酬月額 上段:削減後、下段:削減前)

※市長、副市長及び教育長の退職手当は、任期ごとに支給されます

■職員の服務規律と処分者

地方公務員法などにより、服務規律は次のとおり定められており、これに違反すると懲戒処分や矯正措置を受けます。
なお、処分者の人数は平成30年度の延べ人数です。

(1) 分限処分状況 (全職員)

処分の事由	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合 (地公法第28条第1項第1号)	—	—	—	0人
心身の故障の場合 (地公法第28条第1項第2号、 第2項第1号)	—	—	6人	6人
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第28条第1項第3号)	—	—	—	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合 (地公法第28条第1項第4号)	—	—	—	0人
刑事事件に関し起訴された場合 (地公法第28条第2項第2号)	—	—	—	0人
条例で定める事由による場合 (地公法第27条第2項)	—	—	—	0人
合計	0人	0人	6人	6人
地公法第28条第4項により失職 したもの	—	—	—	0人

(2) 懲戒処分等の状況 (全職員)

処分の事由	免職	停職	減給	戒告	訓告等	合計
法令に違反した場合 (地公法第29条第1項第1号)	—	—	—	—	—	0人
職務上の義務に違反し又は職務を 怠った場合 (地公法第29条第1項第2号)	—	—	—	—	—	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行のあった場合 (地公法第29条第1項第3号)	—	—	—	—	—	0人
懲戒処分に該当しないもの	—	—	—	—	—	0人

【処分内容の説明】

- ▶免職 その職を失われ、退職によって生ずる諸給与は、これを支給しない
- ▶停職 1日以上6月以下、職務に従事させずその期間中いかなる給与も支給しない
- ▶減給 1日以上6月以下、給料の10分の1以下を減額する
- ▶戒告 戒告書を手渡し、将来を戒める
- ▶訓告 所属長からの口頭注意等

■芦別市公平委員会の業務の状況

職員は、勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する不服申し立て、苦情相談について公平委員会に要求することができます。平成30年度は、これらの申し立てはありませんでした。

●問い合わせ/職員係 ☎ 22-2111





令和元年度
功労者
善行者
表彰式

11月3日に行われた芦別市功労者善行者表彰式で功労者4人、善行者3人の計7人の方々を表彰しました。

11月は本市が抱えるさまざまな地域課題改善のため、北海道市長会や全国過疎地域自立促進連盟北海道支部の中央要請活動、市と市議会、商工会議所が一体となつての、国道452号の未開通部分の整備促進などを訴え、関係省庁や道内選出国会議員の皆さんへの要請活動、また企業誘致に向けた企業訪問活動のため複数回にわたり上京し、要請やPR活動を行ってまいりました。

過般、厚生労働省から公表された公的・公立病院の再編統合の検討対象(全国で424病院、うち道内では54病院)に当市立芦別病院もその対象とされたことに、市民の皆様から市立病院が無くなるのではとのご心配もいただいたところではありますが、決してそのようなことにはなりません。

で、現在、有識者による「市立病院のあり方検討委員会」において、検討をいただいております。それらの検討結果とともに、地域の実情に合った医療体制の確立を図る視点に立つて、今後の方針化を図り、市民の健康と安心、安全を守る機能が果たせるよう、しっかりと国や北海道、関係機関等と協議してまいりたいと考えております。

市では現在、新年度(令和2年度)予算の編成作業にあたっております。令和2年度予算は、新たなまちづくりの指針となる総合計画(第6次)のスタートの年でもあり、また、私にとつては、任期最後の予算となりますことから、現在、策定中の総合計画において、将来の都市像を「みんなで築く、豊かで、住み良い、人と文化の輝くまち」と定め、その実現の一步となるような予算編成に職員と共に一丸となつて取り組んでまいります。

師走に入り、いよいよ本格的な冬を迎え一段と寒さも増してまいりますので、市民の皆様にはインフルエンザや風邪の予防など健康管理には十分留意され、ご健勝で新年をお迎えください。

★

★

30



芦別市長 荻原 貢